

○群馬県警察情報管理業務監査実施要領の制定について（通達）

令和6年2月14日群情管第11号警察本部長

群馬県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和6年群馬県警察本部訓令甲第5号）に基づき、別添のとおり群馬県警察情報管理業務監査実施要領を制定し、令和6年2月14日から施行することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、群馬県警察ワイドエリアネットワーク情報管理業務監査実施要領の制定について（平成23年6月21日付け群情管第189号通達）は、廃止する。

別添

群馬県警察情報管理業務監査実施要領

第1 趣旨

この要領は、群馬県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和6年群馬県警察本部訓令甲第5号。以下「システム訓令」という。）第5条第2項の規定に基づき、情報管理業務監査（以下「監査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、システム訓令及び群馬県警察情報システム運営要領の制定について（令和6年群本例規第6号）における用語の例による。

第3 監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

第4 通常監査

1 通常監査の実施

システム総括責任者は、所属（群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第2条第2号に規定する所属をいう。以下同じ。）に対し、毎年度1回以上、群馬県警察情報システムによる処理に係る情報の取扱状況全般について、通常監査を実施するものとする。

2 通常監査の実施計画

- (1) システム総括責任者は、毎年度、通常監査の実施計画を定めるものとする。
- (2) 前号の実施計画には、実施時期、通常監査の対象となる所属（以下「対象所属」という。）、監査項目その他必要な事項について定めるものとする。

3 監査官の指名

- (1) システム総括責任者は、通常監査の実施に際しては、警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）又は対象業務を主管する所属の課長補佐以上の職にある職員の中から、監査官を指名するものとする。
- (2) システム総括責任者は、通常監査の実施に際して必要があるときは、監査官の職務を補佐させるため、情報管理課又は対象業務を主管する所属の職員の中から、監査補佐官を指名することができる。

4 監査官等の権限

監査官及び監査補佐官は、通常監査を実施するため必要と認められるときは、対象所属の職員

に対し、説明、資料の提供若しくは指定する日時及び場所への出頭を求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

5 留意事項

監査官及び監査補佐官は、通常監査の実施に際しては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取り扱う情報の保秘を徹底すること。
- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

6 実施結果の報告

監査官は、通常監査を終了したときは、速やかにその実施結果を書面に取りまとめ、自らの意見を付して、情報管理課長を経由してシステム総括責任者に報告するものとする。

7 監査結果の通知

システム総括責任者は、通常監査を実施したときは、その都度、対象所属の長に当該監査の結果を情報管理業務監査実施結果通知書（別記様式）により通知するものとし、当該監査において改善を要する事項を、当該対象所属の長に指示するものとする。

8 改善措置の実施

前記7の改善を要する事項について指示を受けた対象所属の長は、速やかに必要な改善措置を執り、その結果を情報管理課長を経由してシステム総括責任者に報告するものとする。

第5 特別監査

- 1 システム総括責任者は、特に必要があると認める場合には、対象所属、監査項目その他必要な事項を定め、特別監査を実施するものとする。
- 2 通常監査に関する規定の準用

第4の3から8までの規定は、特別監査について準用する。